

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱

令和5年4月28日 京都府告示第264号
改正 令和5年7月11日 京都府告示第364号
令和7年12月9日 京都府告示第591号
令和8年3月31日 京都府告示第170号

(趣旨)

第1条 知事は、京都府犯罪被害者等支援条例（令和5年京都府条例第8号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の早期かつ円滑な生活の再建及びその経済的負担の軽減を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、京都府犯罪被害者等支援条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者 犯罪等により被害を受けた者をいう。
- (2) 遺族・被害者家族 犯罪被害者の遺族又は家族をいう。
- (3) 参加被告事件 刑事被告事件（以下「被告事件」という。）のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る被告事件であって、前2号に掲げる者が同項の規定によりその手続への参加を許されたものをいう。ただし、当該被告事件が過失犯の罪に係るものであるときは、知事が特に認める場合のものに限る。
- (4) 被害者参加人 参加被告事件に係る刑事訴訟法第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書（以下「交付申請書」という。）は、別に定める様式によるものとし、当該申請に係る補助対象経費に係る支出をした

日の属する年度内の知事が別に指定する期日までに、京都犯罪被害者支援センターを経由して、知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び規則第14条に規定する補助金の額の確定を同時に行うものとする。

2 規則第13条の規定による実績報告については、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助対象経費の要件を満たさなくなった旨の届出)

第6条 前条第1項の交付決定を受けた補助対象者（以下「被交付者」という。）は、当該交付決定において当該補助金に係る補助対象経費と認められた経費（以下「補助金充当経費」という。）の支出に関し加害者又はその関係者から賠償金、示談金その他これらに類するものとして知事が認めるもの（以下単に「賠償金」という。）の支払を受けたことその他の事情の変更等により、当該補助金充当経費が別表に定める補助対象経費の要件を満たさなくなったときは、速やかに別に定める様式による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、被交付者から前条の届出があったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 知事は、被交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定に係る補助金充当経費が別表に定める補助対象経費の要件を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告の求め)

第9条 知事は、前2条の権限の行使に必要な範囲内で、被交付者に対し、必要な報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月28日から施行し、同月1日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

附 則

- 1 この告示は、令和5年7月13日から施行する。
- 2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第176条から第178条までの罪又はこれらの罪の未遂罪は、この告示による改正後の京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱別表の1の項補助対象者の欄の（2）のウの（ア）のb又はeに掲げる罪とみなして、同項の規定を適用する。

附 則

この告示は、令和7年12月9日から施行し、この告示による改正後の京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。